



知的財産権をめぐる問題

グローバル化の進展を背景に、国境を越えた偽ブランド品や偽商標の横行など、知的財産侵害への対応の在り方が問われている。知的財産権を守るためのグローバルルールは誰のためにあるのか。知的財産権の保護に向けた国際社会の取り組みや課題を聞く。

協力＝江口順一・帝塚山大学大学院法政政策研究科教授
Eguchi Junichi
1936年東京都出身。京都市立大学大学院法政政策研究科修士課程修了。大阪大学名誉教授、大阪弁護士会知的財産委員会委員。専門は、国際経済法、知的財産権、消費者保護など。JICAの研修「国際知的財産権」「中国知的財産権保護」のスーパーバイザーを務める。著書は「Q&A商標法入門」（監修、世界思想社）、ほか。

Q 知的財産権の国際的な定義とは？

A 国連の世界知的所有権機関（WIPO）では国際法上、知的財産権（Intellectual Property Rights＝IPR）を「人類の知的な活動から生ずるあらゆる権利を定義しています。」

日本ではIPRを「知的所有権」と訳していましたが、小泉政権の時代に知的財産権という言葉を使うようになりまし。また、特許権や商標権などの「工業所有権」と呼んでいたものは「産業財産権」に変わりました。一般の人に簡単に説明するとき、IPR＝産業財産権＋著作権といわれますが、正しくはノウハウなどの営業秘密や商品の原産地を特定する地理的表示などもIPRに含まれます。

Q IPRをめぐる世界と日本の取り組みは？

A IPRというのは古くて新しい問題です。国際的な知的財産法の制定は古く、19世紀に始まりました。産業財産権の保護を定めたパリ条約は1883年、文学的および美術的著作物の保護について定めたベルヌ条約の採択はその3年後です。

20世紀後半になって、IT革命などを背景にグローバル化が進み、IPRに関する問題が重要性を帯びるようになりました。そこでWIPOはそれまでのIPRに関する条約をすべて統合し、初めてIPRという言葉で定義しました。また、世界貿易機関（WTO）は1994年に「知的財産権の貿易関連の側面に関する協

定」（TRIPS協定）というIPRの貿易ルールの定め、加盟各国に対してこのルールに沿った国内法の整備を義務付けました。WTOが定めたルールには、モノの貿易とサービスの貿易のルールがありますが、一番新しいこの3つ目のルールは、最も重要な、現代的・未来的な世界貿易ルールです。

こうした流れを受け、日本では2003年3月に知的財産基本法が作られ、知的財産高等裁判所の設置などによってエンフォースメント（法の実効性を上げることに）取り組み、高校教育に「情報」

科を設けて知的財産教育を奨励しています。

こうした知財戦略によって、日本はこの分野では世界をリードする国となりました。また、05年のグレンイーグルズサミットで小泉首相（当時）が「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」構想を提唱し、今、その実現に向けて関

係各国が議論を重ねています。IPRのもう一つの特徴は、ローカルだがグローバルだということです。著作権にしてもブランドにしてもデザインにしても、IPRに含まれるものは、すべてローカルな文化なんです。人類が築き上げた文化の資産が知的財産になっているのです。

それを法律で守っていかないと、模倣品や海賊版が出てきて世界の秩序が保てなくなるので、国際的なルールが必要なのです。

Q 開発途上国における知的財産保護制度の現状と課題は？

A TRIPS協定は、開発途上国に対しては、国内法の整備のために猶予期間を与えています。途上国には5年、後発開発途上国には10年の期間を与え、その間に法制整備やエンフォースメントに取り組むよう促しているのです。

私はJICAの研修「国際知的財産権」のスーパーバイザーを9年から務めています。が、研修員の報告から、各国のIPRの現状は国によって大きく異なることが分かります。一方、TRIPS協定に従い、国際的に定められた共通のルールへと急速に移行している国も確かです。

マスコミでは、模倣品、つまり偽ブランドの問題がよく取り上げられますが、07年の統計によると、日本は中国によるIPRの侵害品によって9兆円の損害を被りました。しかし、中国はWTOの加盟

をきっかけに、どんどん法整備を進めています。

多くの途上国で制度整備が進んでいるとはいえ、アフリカ諸国など、また課題が山積している地域もあります。途上国でIPRが保護されない、搾取の対象となり、不利益を被ってしまうのです。例えば、先住民が昔から利用していた薬草の知識を、先進国の製薬会社が特許という形で抑えてしまったために、先住民がそれを自由に使えなくなるといつか起きています。

WIPOは「66億人のためのIPR」というスローガンをよく使います。IPRのグ

ローバルルールは誰のためにあるかといえ、それはすべての人のためにあるのです。IPRが持てる者を持たざる者との間で、強者の世界制覇のための手段であってはなりません。知的財産政策は、地球規模の富の偏在を克服することを促進する、平和のための法制としての公正さが要請される時代になっています。

Q この分野で求められる国際協力は？

A 国連貿易開発会議（UNCTAD）が言うように、「21世紀は技術移転の時代」です。しかし、知的財産を保護する

法システムを確立しないと、技術移転の促進はできません。模倣品や海賊版が横行し、ノウハウの盗用や技術の流出が放っておかれた状態では、誰も途上国に技術移転などしないからです。

また、IPRの保護なくして、科学技術の発展は絶対に望みません。日本では知財戦略が奏功して、知的財産の創造－保護－人材育成－活用という「知的創造サイクル」が回り出し、大学が開発した技術を企業がどんどん利用するようになりました。知的財産の保護が科学技術の発展につながったのです。

最近、WIPOは、先住民の知的財産の保護を強調するようになりまし。先住民の知的財産が奪われないように、法の整備が必要なのです。この点で、途上国に対し「約20年にわたって「国際知的財産権」という研修で技術移転を実施してきたJICAには先見性がありました。

「他人が種をまいた畑から刈り取ることは許されない」という言葉があります。なぜIPRを守らなければならぬのかという基本のモラルをしっかり理解することが、この問題を考える上ですべての出発点になるのだと思います。

Column

JICA研修の一環で、国際知的財産権シンポジウム開催

2008年7月17日、関西大学千里山キャンパスで、JICA、財団法人比較法研究センター、関西大学法学研究所共催の国際知的財産権シンポジウム「国際知的財産法制度の調和をめざして〈開発途上国の声〉」が開催され、知的財産法を学ぶ学生を中心に180人が集まった。

シンポジウムではJICAの研修「国際知的財産権」に参加中の中国、ベトナム、ミャンマー、インドネシア、ウクライナ、セルビア、チュニジアの研修員が、各国の知的財産制度の現状と課題を紹介。会場からの質問に対し、次のように述べた。

「ベトナムの町ではコピー商品がどこでも手に入る。他国同様、ベトナムでも知財教育を重視しており、私の課では啓発のためのテレビ番組の企画を行っている」（ベトナム国家知的財産権庁法制・政策課 チャン・ヌグエト・ミンさん）。「情報技術の進化によりグローバル化が進んでいく中で、多くの国にとってデジタルコンテンツの管理の問題は不可避となっているが、その管理は非常に難しいと言わざるを得ない」（インドネシア法務人権省知的財産権総局二国間協力課 ムハマッド・ファウジーさん）。

JICAの「国際知的財産権」は1990年に開始され、今年で19回目となる。近年、知財戦略を進めた日本の経験は途上国から注目されており、JICA大阪は99年から、「中国知的財産権保護」研修も実施している。両研修のスーパーバイザーで、シンポジウムの議長を務めた江口順一教授によると、中国は日本の知財戦略をもとに中国版知的財産基本法を整備中。法整備だけでなく、エンフォースメントにもすでに取り組んでいるという。「シンポジウムでは、どの国の研修員も、地域の伝統的知識、つまり先住民の知的財産権を守るようにという発言をしていました。先進国の人はこの点に対する意識が低いです。途上国は新興国を中心にこの問題で一つにまとまり、強く主張するようになっていまし」（江口教授）。

学生からは、「自分たちが学んでいる知的財産権が、世界とつながっていることを認識した。知的財産制度の国際調和がグローバル社会には不可欠なもので、さらに真剣に学びたい」との感想が多く寄せられた。